

航空法施行規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 特定救急用具の検査
- ② 手続根拠 : 航空法施行規則第 152 条第 1 項
- ③ 手続対象者 : 救急用具の製造者等
- ④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 添付書類とともに、国土交通省の以下のいずれかの部署に提出してください。

特定救急用具等の所在地（受検希望地）が静岡県、長野県、新潟県以東の場合：
東京航空局保安部運用課

特定救急用具等の所在地（受検希望地）が愛知県、岐阜県、富山県以西の場合：
大阪航空局保安部運用課

- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：
 - 東京航空局保安部運用課 03-5275-9321（内線 7517）
 - 大阪航空局保安部運用課 06-6949-6229（内線 5217）
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：
 - 東京航空局保安部航空機検査官室 03-5275-9325（内線 7584, 7585）
 - 大阪航空局保安部航空機検査官室 06-6949-6235（内線 5263, 5264）

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 特定救急用具の用途に応じて必要とされる性能及び構造を有していること。
- ② 標準処理期間 : 1 ヶ月
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）